

佐野市告示第260号

放置自転車の撤去

佐野市自転車放置防止条例（平成17年佐野市条例第20号）第9条第1項及び第4項の規定により撤去し、及び保管した放置自転車について、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年12月11日

佐野市長 岡部正英

- 1 自転車が放置されていた場所及びその種別等

別紙のとおり

- 2 撤去した年月日

別紙のとおり

- 3 撤去した自転車の返還を行う日時

平成30年12月11日から平成31年3月10日

午前6時から午後10時まで

（ただし、1月1日から1月3日を除く）

- 4 返還方法

返還を受けようとする者は、佐野駅前自転車駐車場（TEL 21-5528）に申し出て、所定の手続をとるものとする。

- 5 返還を行う場所

佐野駅前自転車駐車場

別紙

放置自転車一覧

番号	撤去番号	撤去日	放置場所	種別	色	防犯登録番号	車体番号
1	69	平成30年11月2日	駅南 駐輪場前入口南道路	軽快	エンジ		S8F00701
2	70	平成30年11月13日	駅南 開倫塾前	軽快	シルバー	18-95156	F50127150
3	71	平成30年11月14日	駅南 セブンイレブン前	軽快	シルバー	12-99078	LGA75933
4	72	平成30年11月21日	駅南 駐輪場前入口南道路	軽快	グレー		J878954
合計				4台			